

相模原市監査委員公表第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、令和2年度及び令和3年度の包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和4年10月28日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 栗 原 大

同 渡 部 俊 明

1 特定の事件(令和2年度)

子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について

2 監査対象部局

こども・若者未来局

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和4年10月24日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p>【社会的養護自立支援事業】</p> <p>年次報告書の未徴取について</p> <p>社会的養護自立支援事業相談支援業務委託において、受注者から年次報告書が提出されていなかった。</p> <p>今後は、年次報告書の記載内容を仕様書に明記するなどした上で、確実に徴取する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(報告書 81頁)</p>	<p>【社会的養護自立支援事業】</p> <p>年次報告書の未徴取について</p> <p>これまで受領していた月次の事業実施報告書と作業報告書では、年次報告書とはいえないことから、その記載内容について受注者と協議の上、令和2年度及び3年度においては、業務完了後に受注者が実施した業務内容や件数等が確認できる年次報告書を受領した。</p> <p>また、令和4年度の当該業務委託契約においては、仕様書に継続支援計画作成の実績、相談、対応件数及び相談支援の実績について記載した年次報告書を提出することを明記した。</p>

- 1 特定の事件(令和3年度)  
防災に関する事務の執行について
- 2 監査対象部局  
危機管理局・消防局・都市建設局
- 3 措置に係る通知日  
市長から通知があった日 令和4年10月24日
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p><b>【防災対策普及啓発推進事業】</b></p> <p>個人情報等の取扱いに関する書類について</p> <p>防災マイスター派遣業務委託について、受注者である公益社団法人相模原市防災協会から、個人情報等の取扱いに関する特記事項第10条第2項に定める個人情報等の預り証が提出されていなかった。</p> <p>必要書類の提出を徹底させる必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(報告書 52頁)</p>	<p><b>【防災対策普及啓発推進事業】</b></p> <p>個人情報等の取扱いに関する書類について</p> <p>令和2年度分については、市及び受注者共に、預り証の提出とその確認を失念していたため、双方で「個人情報等の取扱いに関する特記事項」の内容を再確認し、預り証を受領した。また、令和3年度及び4年度分についても、同様の確認を行い、個人情報の受渡しの際に預り証を適正に受領した。</p> <p>今後も、個人情報の取扱いの重要性について、所属全体で認識を深めるとともに、契約時には受注者にも徹底することにより再発防止を図る。</p>

1 特定の事件(令和3年度)

防災に関する事務の執行について

2 監査対象部局

危機管理局・消防局・都市建設局

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和4年10月24日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p><b>【防災対策普及啓発推進事業】</b></p> <p>再委託の未承諾について</p> <p>洪水ハザードマップ配布業務委託は、市が作成した洪水ハザードマップ等を受注者が用意する透明フィルムに封入する業務と、封入したものを対象地区内の住居及び事業所のポストへ全戸配布する業務からなる。</p> <p>受注者が配布終了時に提出した配布実績報告書によると、封入業務を第三者に再委託しているが、市は再委託の承諾を行っていない。</p> <p>封入業務の再委託につき、書面により承諾を行う必要がある。</p> <p>(報告書 52頁)</p>	<p><b>【防災対策普及啓発推進事業】</b></p> <p>再委託の未承諾について</p> <p>本業務委託のうち、封入作業についても、受注者が実施しているものと認識していたが、第三者への再委託を確認したため、再委託承諾申請書の提出を指示・受領し、再委託を承諾した。</p> <p>当該業務委託は、水防法の改正により洪水浸水想定区域が指定されたことによる洪水ハザードマップの改訂に伴い生じた業務であり、次回の業務実施予定は未定であるが、今後、同様の業務委託については、受注者に対し、必要書類の提出に関する指導を行うとともに、再委託の有無について認識の相違がないよう、発注時に受注者への確認を徹底し、再発防止を図る。</p>

- 1 特定の事件(令和3年度)  
防災に関する事務の執行について
- 2 監査対象部局  
危機管理局・消防局・都市建設局
- 3 措置に係る通知日  
市長から通知があった日 令和4年10月24日
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p><b>【通信施設維持管理費】</b></p> <p>再委託の承諾について</p> <p>消防情報管理システムの保守委託について受注者は、再委託承認申請書を市に提出し、市も承諾している。</p> <p>申請書に、(4)再委託先において取り扱う情報、(5)再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法の記載がない。</p> <p>個人情報の取扱いに関する特記事項に規定する内容を網羅的に記載した申請書に基づき承諾を行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(報告書 132頁)</p>	<p><b>【通信施設維持管理費】</b></p> <p>再委託の承諾について</p> <p>消防情報管理システムの保守委託業務は、システムの構成機器に関する保守業務であり、これまで市からの個人情報の提供もなかったことから、個人情報の取扱いに関する特記事項第7条第2項(4)及び(5)について記載がない書類を受領していた。</p> <p>改めて再委託先における保守業務の内容と申請書に記載する必要のある事項について受注者と協議を行い、個人情報の取扱いに関する特記事項に規定する内容のとおり書類を受領すべきであることを確認した。</p> <p>令和3年度以降の当該保守委託業務の再委託においては、個人情報の取扱いに関する特記事項に規定する内容を全て網羅する申請書を受領し、再委託を承諾している。</p>

- 1 特定の事件(令和3年度)  
防災に関する事務の執行について
- 2 監査対象部局  
危機管理局・消防局・都市建設局
- 3 措置に係る通知日  
市長から通知があった日 令和4年10月24日
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p><b>【通信施設維持管理費】</b></p> <p>受注者の代表者の記載について 消防情報管理システムの保守委託契約について、業務委託契約書及び請求書の代表者名と、再委託承認申請書、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び連絡体制に関する報告、個人情報の取扱いに係る作業場所に関する報告及び秘密保持に関する誓約書受領報告書の代表者名が異なっており、この点について、受注者から代表者名が異なった理由が記載された文書が市に提出されている。</p> <p>業務委託契約書に記載の受注者情報と異なる情報が記載された書面があるときは、市はその原因を受注者に確認するとともに、記載内容を統一し、変更が生じた場合には受注者からその報告を受け、変更後の正しい内容に修正する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(報告書 133頁)</p>	<p><b>【通信施設維持管理費】</b></p> <p>受注者の代表者の記載について 再委託承認申請書等の受領時に、代表者名が契約書に記載の代表者名と異なっていることを確認したが、受注者側の社内決裁上の事情によるものとの説明を受けるとともに、理由が記載された文書が提出された。その際、代表者名が異なることにより、業務の履行に何ら影響が生じないことを確認し、書類を受領したものであるが、契約書と同日付で提出される当該申請書等については、契約書と同一の代表者名が記載された書類の提出を求めることが適正であった。</p> <p>令和3年度以降の当該保守委託業務においては、契約書と同一の代表者名が記載されていることを確認し、全て統一された記載内容の書類を受領している。</p>